

防災会だより

第7号

発行 恵み野南
自主防災会
連絡先：天坂
(090-5075-4545)

「避難所運営初動ガイド【恵み野小学校】」について

1 「避難所運営初動ガイド【恵み野小学校】」策定の経緯

恵庭市は、平成29年3月に「恵庭市避難所運営マニュアル」を策定し、その後、各地域の収容避難所となる小・中学校の「避難所運営マニュアル」を策定してきました。

令和3年度は、「恵み野小学校避難所運営マニュアル」を策定することとなり、**恵庭市基地防災課は、西・南・里美各町内会と協議を重ね、令和4年6月に「避難所運営初動ガイド【恵み野小学校】」を策定致しました。**

当初「恵み野小学校避難所運営マニュアル」の策定を検討しておりましたが、「恵庭市避難所運営マニュアル」において、避難所の全体を俯瞰した業務プロセスや重視事項及び注意点が纏められていることから、「恵み野小学校の避難所運営」にあたっては、誰でも、いつでも直ちに活用できる具体的な手順書の策定が有効であるとの結論を得て、「恵庭市避難所運営マニュアル」の別冊としての「避難所運営初動ガイド【恵み野小学校】」が策定されることとなりました。

2 「避難所運営初動ガイド【恵み野小学校】」の概要

「避難所運営初動ガイド【恵み野小学校】」は、「避難所の立上げ」から「避難所の設定」までの実施すべき事項を手順化したものであり、誰でもがガイドに基づき活動できるものとなっています。

「避難所運営初動ガイド」の記述事項は以下のとおりです。

- (1) 施設の解錠
- (2) 施設の安全点検（学校管理者および市職員）
- (3) 応急的な準備組織の立ち上げ
- (4) 使用する部屋・場所の確保
- (5) 居住区の編成
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 設備・備品の確認

なお、本格的な避難所運営組織「避難所運営委員会」を立上げた後は、「恵庭市避難所運営マニュアル」に基づき運営会議等を経て、対応するものとされています。

3 町内会の対応

訓練を通じ南町内会の避難所運営能力の向上を図るとともに、避難所運営上の不具合や問題点を洗い出し、より実効性のあるガイドとして活用できるよう提言していきたいと考えております。

また、大規模災害時にあっては、役員は被災状況の確認や被災者の救護等に奔走せざるを得ない状況が考えられます。このような状況下における避難所の立上げ及び運営は、避難された方々の協力無くして成り立ちません。これからも会員皆様の積極的な訓練参加をお願い致します。

裏面に **災害への「備え」チェックリスト** を添付しました。参考にしてください。